

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		事業者名等の公表
所 管 部 課 係 名		市民生活部環境課環境保全係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市ダイオキシン類規制条例第9条第3項
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市ダイオキシン類規制条例第9条第2項
	基 準 (未設定の場合はその理由)	新座市ダイオキシン類規制条例第9条第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）